

道路法第24条「道路工事施工承認」に関する要領

1章 一般事項

1 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路工事は、当該道路を管理する者（以下、「道路管理者」という。）が行うものですが、道路法第24条では、「道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。」と規定しています。

これに基づき、金沢市道に関わる工事を行おうとする道路管理者以外の者（以下、「申請者」という。）は、道路管理者である金沢市（道路管理課）との事前の協議を経て「道路工事施行承認」の申請を行う必要があります。

【主な道路に関する工事】

- ・車両乗り入れのための歩道切り下げ工事（新設、撤去、移設）
- ・架橋設置及び撤去に伴う道路付属物（転落防止柵等）の撤去及び設置工事
- ・道路排水整備のための側溝工事
- ・道路占用物を起因とする道路沈下を補修するための舗装工事
- ・開発行為に伴う各種道路内工事

また、道路管理者は、申請を受け工事等を承認するときには、その旨を書面で申請者へ通知します。

工事完成後、申請者は、速やかに工程写真（着工前、完成後写真を含む）を添付のうえ、工事完成届を道路管理者へ提出し、検査を受けなければなりません。

道路法

第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、[中略] 道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で、政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

第57条（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

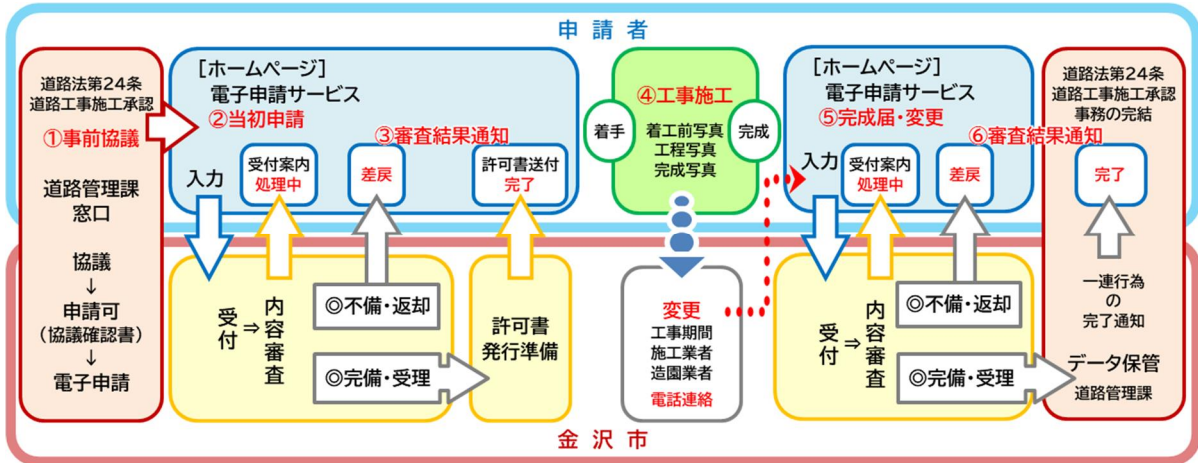
第24条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

2 一般的注意事項

法第24条「道路工事施行承認」の申請にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 現地調査を必ず行い、設置基準や構造基準を順守し、道路管理上又は交通安全上の支障がない計画としてください。
- (2) 地下埋設物などの調査を行い、本件工事に伴い支障が生じる場合には、各施設の管理者と協議し、移設又は防護を行ってください。
- (3) 原則として、接道（車道又は歩道）の構造物の高さは変更せず、高さ調整は民地側で行ってください。
- (4) 特例の処置を行う場合は、そのやむを得ない理由や念書を添付するものとし、また、第三者との利害関係が生じるものについては、関係者の同意書を添付してください。
- (5) 街路樹の移植を含め工事等に係る一切の費用は、申請者が負担することになります。
- (6) 虚偽の申請があった場合、原形に復旧していただくことになります。
- (7) 事前協議で「申請可」となったのち、「金沢市電子申請サービス」により申請してください。

3 手続きの流れ



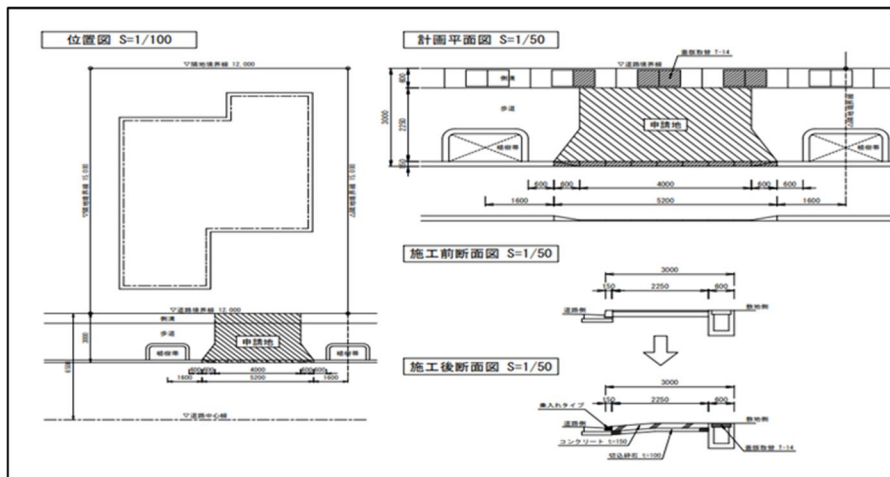
(1) 事前協議

- a 相談及び事前協議は、金沢市道路管理課の窓口で行います。
 - ・協議日時を道路管理課（076-220-2319）へ連絡してください。
- b 申請用資料（工事の必要性及び工事内容が分かる図面（位置図、平面図、断面図、構造図等）、写真などの資料及び「協議確認書」の※印欄を記入し持参してください。
 - ・協議確認書 事前協議において「申請可」を示す書類
 - ・見取図：工事箇所の地名を特定できる図面
 - ・位置図：工事箇所と道路構造物の位置関係を表す図面
 - ・土地利用図：工事の必要性を表す図面（特例の場合、やむを得ない理由を記載）
 - ・平面図：工事内容の詳細（寸法）を表す図面
 - ・断面図：構造物の断面、舗装構成、詳細（寸法）を表す図面
 - ・構造図：製品の構造、詳細（寸法）を表す図面
 - ・現況写真：工事箇所の正面及び左右側面から撮影
 - ・移植先位置図：緑と花の課協議で決定した移植先を表す図面（移植がある場合）
 - ・同意書：関係者の同意書
 - ・誓約書：申請者の誓約書
- c 街路樹の移設及び撤去が必要なときは、移植先や方法などを緑と花の課と協議してください。
- d 転落防止柵等の撤去は、水路架橋を許可されていることが前提であり、内水整備課と法定外公共物使用等許可申請について協議してください。

※協議確認書及び持参の申請用資料はスキャンさせて頂き電子申請内容審査用に保管します。

※承認書の交付において、道路工事施工承認の申請手続きは「完了」となります。ただし、許可書交付後であっても、修正を必要とする箇所が判明したときには、再申請となります。

《例》乗入れ工事（図面分割可）



(2) 電子申請

- a 「金沢市電子申請サービス」にログイン、『道路法第 24 条「道路工事施工承認」当初申請』を選択し必要項目を入力してください。
- b 添付資料は、事前協議の際の協議確認書をはじめ該当する資料を一つの PDF にまとめ、「当初申請書類一式（施工場所・申請者名）」の名称を付して添付してください。
- c 入力後、「一時保存して次へ進む」をクリックし、次ページへ移ります。不備がある箇所は、赤色で表示されますので修正してください。申請内容を確認し、訂正がある場合は、該当欄の「編集」をクリックして修正します。確認後、「この内容で申請する」をクリックして申し込みは完了します。

(3) 内容審査（審査結果通知・承認書）

- a 内容を審査し、不備の場合は「返却」、完備の場合は「完了」の審査結果が送付されます。
 - ・「返却」されたときには、電子申請に戻り修正入力又は差し替えを行ってください。
 - ・「完了」が送付されたのち概ね 2 週間以内に「承認書」が交付されます。
- b 承認書は PDF にて送付されますが、紙原本が必要な場合は道路管理課へ取りにきてください。

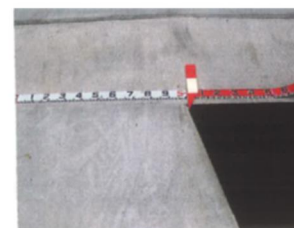
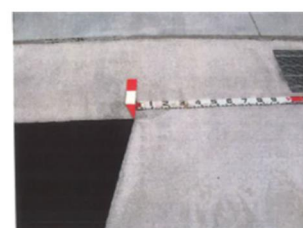
※ここでの「完了」は、申請手続上の一時的な表示です。

(4) 工事施工

- a 承認書が交付されてから工事に着手してください。
- b 工事では、完成届添付用の着工前写真、工程写真、完成写真（出来高写真）を撮影してください。
- c 申請内容に変更があったときは、まず道路管理課（076-220-2319）へ連絡してください。
※「工事期間・施工業者・造園業者」の変更は、完成時に変更手続きを行います。
※工事内容など重要な変更は再協議となり、新規とし再申請の手続きが必要です。

(5) 完成届

- a 「金沢市電子申請サービス」にログインし、『道路法第 24 条「道路工事施工承認」完成届・変更』を選択し必要項目を入力してください。
- b 添付資料は、着工前写真、工程写真、完成写真（出来形管理写真）を一つの PDF にまとめ、「完成写真（施工場所・申請者名）」の名称を付して添付してください。
- c 入力後、「一時保存して次へ進む」をクリックし、次ページへ移ります。不備がある箇所は、赤色で表示されますので修正してください。申請内容を確認し、訂正がある場合は、該当欄の「編集」をクリックして修正します。確認後、「この内容で申請する」をクリックして申し込みは完了します。
- d 内容審査を踏まえ、完備の場合は道路工事完了届の手続きは「完了」となります。不備の場合は「差戻」となりますので、再申請を行ってください。
- e 工程写真では、施工後不可視となる深さや厚みを撮影し、出来形管理写真では、リボンテープ計測を撮影し、申請とおり施工したことを証明してください。



2章 乗り入れ工事

1 道路交通法第17条(通行区分)

道路交通法第17条第1項では、「車両は、歩道又は路側帯(以下「歩道」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するため、やむを得ない場合において歩道を横断するときは、この限りでない。」と規定しています。乗り入れ工事は、「ただし書き」に基づき許可するものですが、歩道の本来の目的から、箇所数は少なく、乗り入れ幅は狭く、必要最小限としなければなりません。

また、通常の歩道は、自動車が通行する構造となっていないので、申請者は、道路管理者の承認を受け、乗り入れ箇所の構造を補強する必要があります。

道路交通法 第17条(通行区分)

車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

2 乗り入れの規模

(1) 乗り入れ箇所数

乗り入れは、対象施設に1箇所を原則とします。ただし、出入口を分離する必要がある施設など特別の事情のあるときには、協議により2箇所まで承認する場合があります。

なお、この場合、特例の処置を行う場合に該当し、そのやむを得ない理由を添付する必要があります。

出入口を分離する必要がある施設など特別の事情のある場合とは…

乗り入れ車両が多い施設で、出入口を分離又は2箇所設置することで、道路通行車両及び歩行者への障害が少なくなると判断される場合をいいます。

【例】大規模な店舗、トラックターミナル、ドライブイン、ガソリンスタンド、
広い間口を有するコンビニエンスストア、ドラッグストアなど

(2) 車道と歩道の交差角

原則として車道に対して直角に設けるものとします。ただし、乗り入れを2箇所設け出入口を分離する場合で、斜め横断が適当な場合は、道路管理者の判断により、交差角45°まで承認することがありますが、歩道横断延長が長くなるため、積極的に承認するものではありません。

(3) 乗り入れの離隔距離

同一敷地又は施設に2箇所の乗り入れを設置する場合は、その離隔距離は5.0m以上確保してください。また、隣接土地の境界からの離隔距離は0.9m以上を原則とし、やむを得ない理由がある場合は、0.6mまで縮小することができます。ただし、切り下げブロックの突き合わせるとなるときには、乗り上げ防止対策を講じることが望まれます。なお、0.6m以上の離隔がとれない場合は、隣接地権者の同意書を提出してください。

乗上防止対策(例)



黄色着色



ソフトコーン



デリネーター

(4) 乗り入れの種別及び規格

表-1 乗り入れ規格表

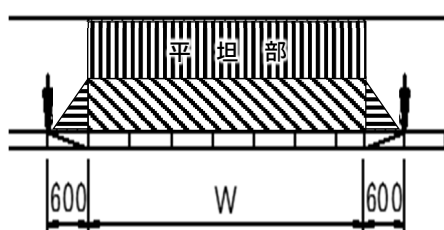
種別	車種※	乗り入れ幅	側溝蓋版荷重	摘要
I種	小型車、小型貨物自動車等 (0.35t積以下)	4.0m以下 [5.0m以下]	T-14	乗り入れ幅の [下段]は、特 例の処置であ り、その理由を 添付すること
II種	普通貨物自動車等 (6.5t積未満)	6.0m以下 [8.0m以下]	T-14	
III種	大型貨物自動車等 (6.5t積以上)	10.0m以下 [12.0m以下]	T-25	

※ 車種はいずれも単車の場合であり、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

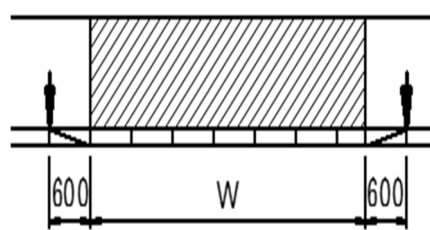
※ I種の車種は、全長5.3m以下の普通車をいう。道路運送車両法施行規則による「小型車等」とは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、排気量2,000cc以下（ガソリン）、最大積載量2.0t以下をいう。

※ II種の車種は、I種、III種以外をいう。

※ III種の車種は、6.5t積み貨物自動車以上の大きさの車種をいう。



マウンドアップ型



フラット型

乗り入れ幅は、出入りに支障のない範囲で上記の値より縮小するものとする。

・ I種の車種の出入りが殆どであるが、不特定多数の出入りがあり、乗り入れ部で頻りに車両が交差する施設において、道路通行車両及び歩行者への支障が少なくすることができるかと判断されるときには、II種の乗り入れ幅（6.0m以下）まで拡張を認めるものとする。ただし、この場合、II種の乗り入れ構造としなければならない。

【例】広い間口を有するコンビニエンスストア、ドラッグストアなど

3 乗り入れの位置

(1) 乗り入れ設置の可否

乗り入れは、民地側に車庫、駐車場、その他自動車の保管、駐車場がある箇所であることが大前提となります。よって、民地側に駐車スペースがない場合は、歩道や官地内に駐車することが想定されるため、承認できないことがあります。

(2) 設置できない箇所

a 横断歩道又は、自転車横断帯（停止線がある場合は、停止線から横断歩道までの間も含む）の中及び前後5m以内の部分

b ※トンネル坑口、スノーシェッドその他これに類するものの端部50m以内の部分

c ※バス停留所の中、ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から前後10m以内の部分

d ※横断地下道の出入り口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

e 交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう）の中及び道路の曲がり角（停止線がある場合は停止線）から 5m 以内の部分

f ※バス停車帯の部分

g 橋梁の部分

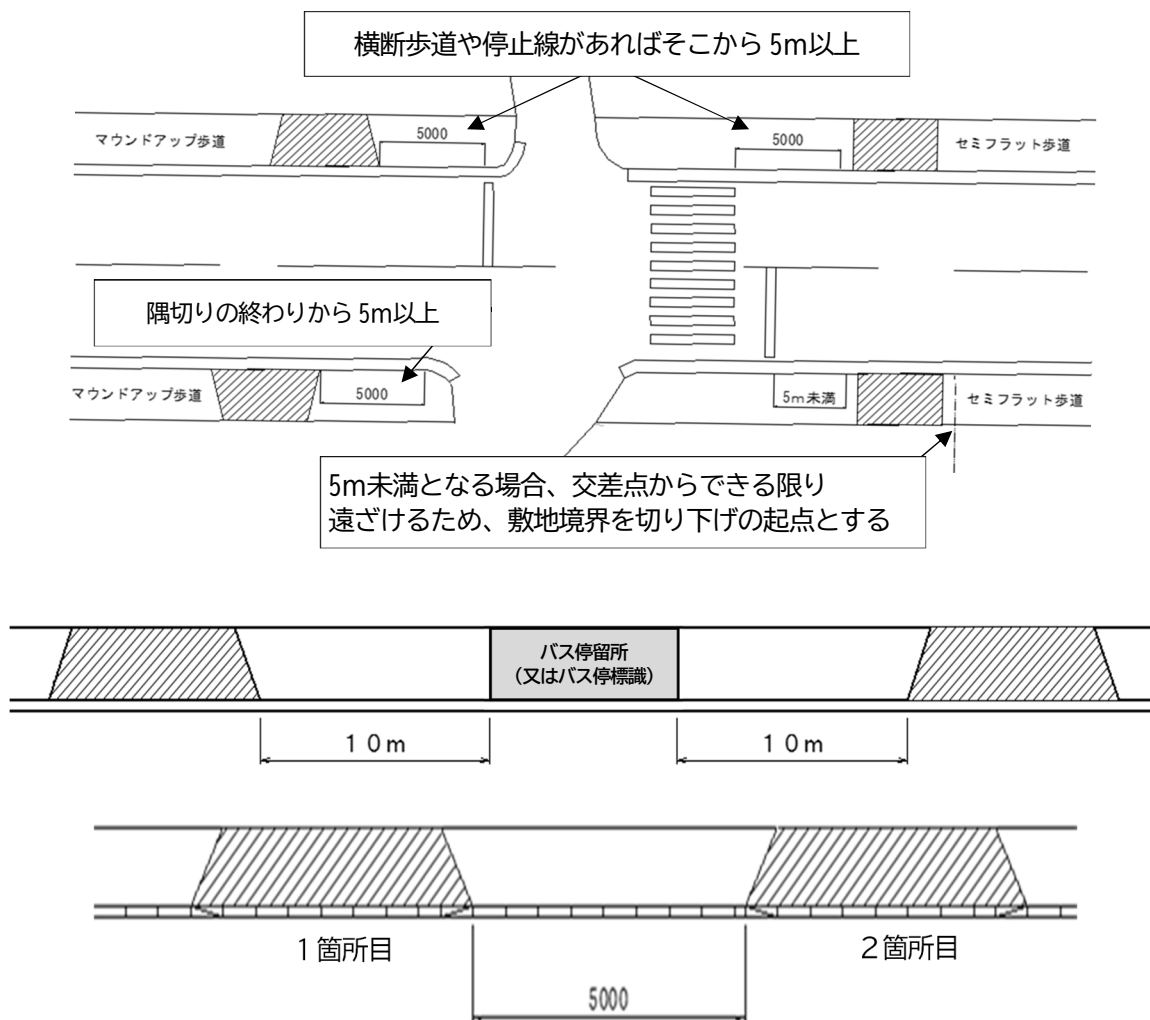
h 横断防護柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く

i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め申請者が移設する場合は除く

j 交差道路（総幅員が 7m 未満の道路との交差をいう）と隣接する場合は、道路の曲がり角から 2m 以内の部分

※ 個人住宅等のための I 種乗り入れであり、自動車の出入り頻度が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、b から d、f は適用しないことができます。

※ やむを得ない理由がある場合は、離隔延長 5m 内に切下げブロックを含めることができる。



(3) 交通管理者の意見聴取

その他交通安全上の危険となる箇所については、交通管理者の意見も聞く必要があります。交通安全上危険となる箇所の主な事例は以下のとおりとします。

- ・立体交差点におけるランプ部
- ・側道、副道を横断する箇所
- ・橋梁取り付け部

4 舗装構成

(1) 乗り入れ部舗装構成

乗り入れ部の標準舗装構成は表-2のとおりです。

表-2 乗り入れ舗装構成

(単位:cm)

種別	コンクリート舗装		アスファルト舗装		インターロッキング舗装		
	表層 コンクリート $\sigma_{28}=21\text{Nmm}^2$	路盤 切込碎石 C-40 _{or} RC-40	表層 アスファルト 密粒度 As20F	路盤	表層 インターロッキング B	下地 モルタル	路盤
I種	15	10	5	コンクリート 舗装上にアス ファルト表層 を舗設	8 (6)	2	コンクリート 舗装上にイン ターロッキン グ表層を築造
II種	20	20					
III種	25	25					

・コンクリート舗装を基本とする。

・景観に配慮すべき地区において、コンクリート以外の舗装とする場合は、コンクリート舗装の上にアスファルト舗装、インターロッキング等の表層を整備する。(インターロッキング等：平板ブロック)

・インターロッキング舗装の整備地区において、同仕様のブロックが手配できない場合などは、スタンプレコンクリートにより仕上げることを認める。

・その他の特殊舗装区間については、前後の歩道舗装と合わせた舗装を行う。

・III種において、重量車両が頻繁に出入りする場合は、鉄筋、鉄骨による補強、目地を施工するなど、破損防止を施すものとする。

・二期線部及び拡幅予定地などの歩道と官民境界との間の舗装構成は、別途道路管理者と協議する(歩道部がコンクリート舗装でも、歩道と官民境界の間はアスファルト舗装でもよい)。

・乗り入れ舗装の舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。

・コンクリート舗装の生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28}=21\text{Nmm}^2$ 以上とする。

・路床土は良質土を用いるものとする。

・路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーラン(再生碎石含む)を用いるものとする。

・路面は積雪や降雨時においても滑りにくい仕上げとする。

(2) 歩道部舗装構成

歩道一般部の標準舗装構成は表-3のとおりです。

表-3 歩道一般部舗装構成

(単位:cm)

種別	コンクリート舗装		アスファルト舗装		インターロッキング舗装		
	表層 コンクリート $\sigma_{28}=18\text{Nmm}^2$	路盤 切込碎石 C-40 _{or} RC-40	表層 アスファルト 密粒度 As(13)	路盤 切込碎石 C-40 _{or} RC-40	表層 インターロッキング B	下地 サンド (モルタル)	路盤 切込碎石 C-40 _{or} RC-40
構成	7	10	3	10	6	2	10
影響幅	影響幅は10cm以上とし、十分な締固め密度が得られる復旧幅とする。						

・復旧の範囲は、絶縁線の位置、破損状況などの周囲状況から決定する。

・その他の特殊舗装区間については、前後の歩道舗装と合わせた舗装を行う。

・コンクリート舗装の生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28}=18\text{Nmm}^2$ 以上とする。

・路床土は良質土を用いるものとする。

・路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーラン(再生碎石含む)を用いるものとする。

・路面は積雪や降雨時においても滑りにくい仕上げとする。

・フラットタイプの歩道において、乗り入れ部を閉塞する場合には、原形の舗装に復旧することを原則とする。ただし、状況(コスト除く)によっては乗入舗装のままとすることができる。

(3) 車道部舗装構成

a 車道部(アスファルト舗装)の標準舗装構成は表-4のとおりです。

表-4 車道部(アスファルト舗装)舗装構成 (単位:cm)

種 別		L交通①	L交通②	A交通	B交通	C交通
表 層	密 粒 度 A s (2 0 F)	5	5	5	-	-
	密粒度 As(20F)DS \geq 1500	-	-	-	5	5
基 層	粗 粒 度 A s (2 0)	-	-	-	5	10
上 層	A s 安 定 処 理	7	-	7	7	7
	粒 調 砕 石 M - 3 0	3	15	3	3	3
下 層	切込砕石 C-40・RC-40	15	20	35	40	55
路床	良 質 土	設計CBR=3以上				
影響幅	路 盤 厚 (計)	25	35	45	50	65

b 車道部(コンクリート舗装)の標準舗装構成は表-5のとおりです。

表-5 車道部(コンクリート舗装)舗装構成

種 別		厚さ	摘 要
表 層	コ ン ク リ ー ト 曲げ4.5-2.5-40 N	15cm 以上	現況調査を行い協議のうえ決定する。 A 交通 20cm、B 交通 25cm、C 交通 28cm
路 盤	切込砕石 C-40・RC-40	10cm 以上	
影響幅	影響幅は 10cm 以上とし、十分な締固め密度が得られる復旧幅 (1m 以上) とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・復旧の範囲は、絶縁線の位置、破損状況などの周囲状況から決定する。 ・溶接鉄筋、目地等の設置については、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を参照すること。 			

c 車道部(インターロッキング舗装)の舗装構成は、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を基本としますが、当該箇所が「金沢市歩ける道筋整備事業」により整備されたものは、「同概要説明書」に記載の構造が優先します。

5 小構造物

(1) 側溝及び側溝蓋

乗り入れ箇所に側溝(内幅 60 cm以内)がある場合は、側溝及び蓋を補強してください。水路(内幅 60 cm超)がある場合は、内水整備課と協議してください。

- I種、II種乗り入れは、14t 対応の側溝及び蓋版を設置しなければならない。ただし、乗り入れ箇所の移設の場合、既設蓋版に破損がなく、適応する仕様以上のものであれば、現場発生品の入れ替えにて対処することができる。
- III種乗り入れは、重車両の通過や多数の車両の乗り入れが想定されるため、25t 対応の横断用側溝を設置し、25t 対応の蓋版を設置しなければならない。
- 道路排水を受けるため、5m当たり 50cm/1 枚の間隔でグレーチング蓋(細目)を設置しなければならない。
- 民地側の雨水は、最寄りの側溝へ排水するもとし、道路に流れ込まないように努めなければならない。宅地内に消雪装置を設置している場合には、民地から道路へ水が流れ出る箇所にグレーチング蓋を設置しなければならない。

(2) 道路境界

申請工事により境界ピンの設置（新設・復旧）が生じた場合は、道路管理課から境界ピンを支給しますので、申請者の負担で設置してください。既設のピンが再利用可能であれば使用することができます。ただし、官民の境界が明らかな場合に限りです。

(3) その他道路構造物

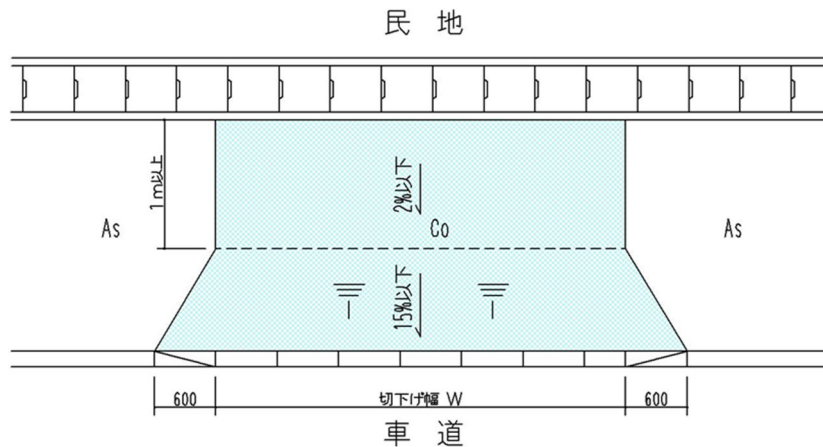
その他、道路構造物の仕様などは、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を参照してください。

6 乗り入れ構造

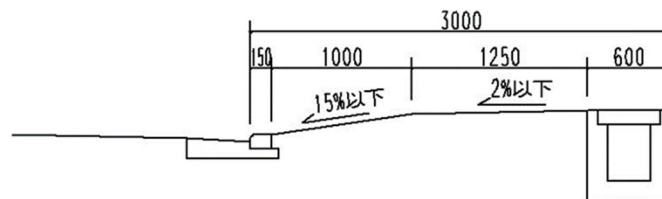
(1) マウンドアップ型・部分切り下げ

- a マウンドアップ型歩道の部分切り下げの場合は、バリアフリーの観点及び良好な歩行空間を確保するため水平（2%以下）区間を1m以上確保しなければならない。
ただし、狭小な歩道の場合は、水平（2%以下）区間 1mに側溝部を含めることができるものとする。
- b 車両乗入横断勾配は15%以下とし、歩道高さが15 cmの場合は、概ね1mで擦りつけるものとする。

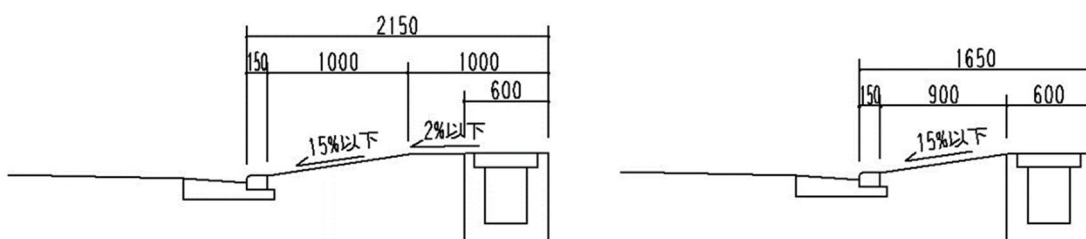
(例) 平面図



(例) 断面図



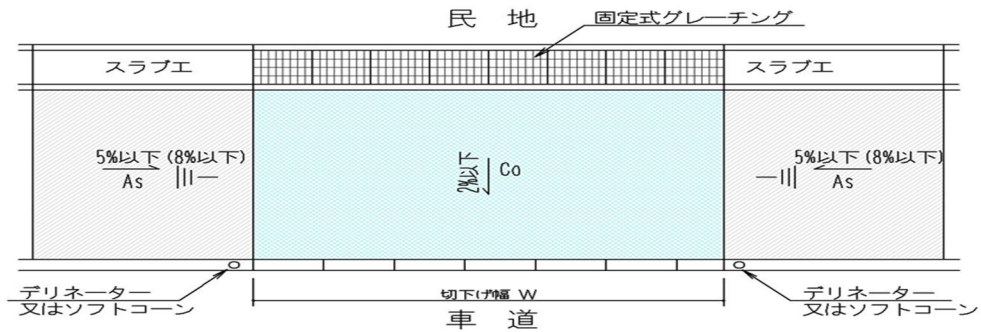
(例) 断面図《狭小歩道》



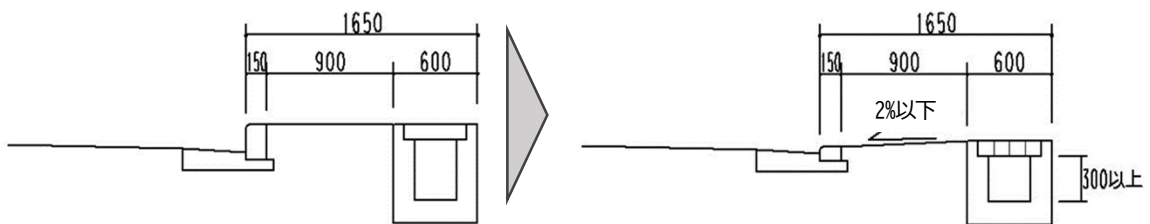
(2) マウンドアップ型・全面切り下げ

- a マウンドアップ型で狭小な歩道の場合は、全面切り下げとすることができる。全面切り下げにより民地と段差が生ずる場合は、民地の切り下げ処理を同時に行うこととする。ただし、道路側溝が併設する場合は、必要内空断面 (H=300) を確保しなければならない。
- b 縦断方向の擦りつけ勾配は 5%以下とし、やむを得ない理由があるときは 8%以下とすることができる。
- c マウンドアップ型の全面切り下げにおいて、隣接乗り入れ箇所までの距離が近接し、水平部が 5m 未満の場合は、歩道舗装面は連続して切り下げる。

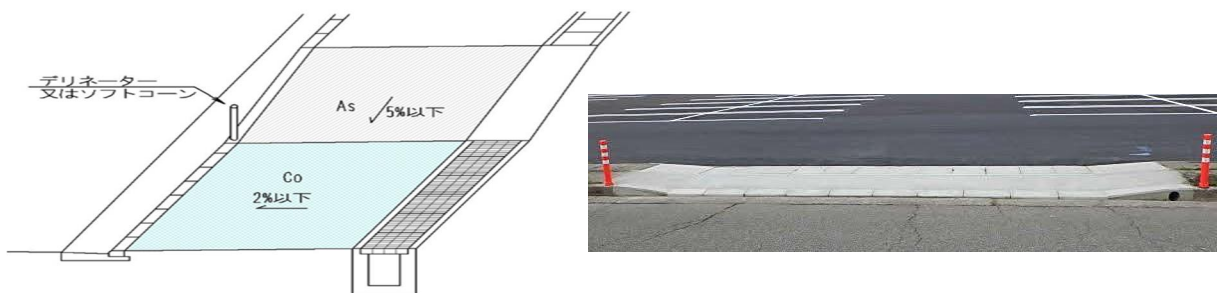
(例) 平面図



(例) 断面図

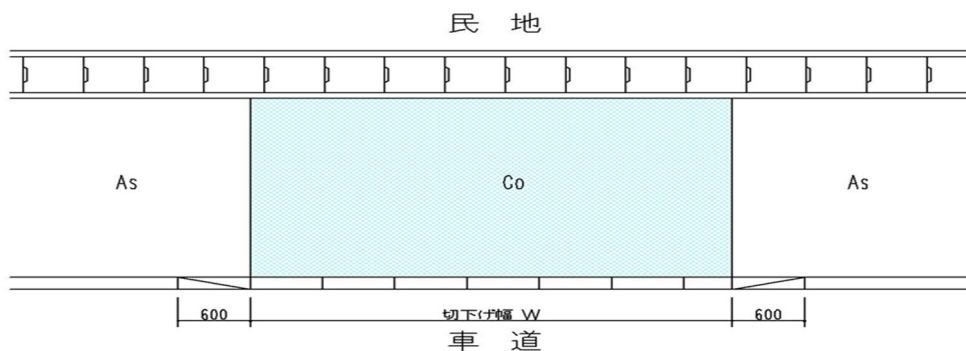


(例) 全面切り下げイメージ



(3) フラット型

(例) 平面図



(4) 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

- a 道路整備においては、同条例施行規則第5条による「道路に関する整備基準」を順守するものとする。
- b 石川県からの要請又は指導等の状況によっては、同条例第27条第1項による「特定公益的施設新築等工事届出書(道路)」を提出しなければならない。

7 申請のタイミング

車両駐車の実態があることが大前提となります。つまり、民地側に駐車スペースの設置が確認できない時点では、申請を受け付けることができません。

これは、宅地造成における更地の状態では、歩道の切り下げの必要性、適正な位置や構造が判断できず、事前協議が成立しないことからです。

しかしながら、ライフラインの引き込み工事に併せ道路（歩道）内の工事を同時に行うことは合理的であることから、更地の状態で設置することを強く希望するときには、以下の条件にて認めることとします。ただし、I種4mの乗り入れに限るものであり、I種で4mを超えるもの及びII種、III種については、原則通り土地の利用計画が確定したもののみとします。

- a 申請者（土地販売者）は、のちに土地購入者が民地側に駐車スペースを設置しないことが確定したときには、申請者が責任をもって原形復旧するものとする。また、これを誓約する書面を提出することとする（土地利用図に記載でも可）。
- b 宅地として土地利用する場合においては、乗り入れの長さをI種4m以下とし、土地購入者は、設置された乗り入れに合わせ、土地の利用計画（配置）を立案しなければならないことを申し伝えること。

8 歩道切り下げ工事に伴う樹木の移植についての注意事項

(1) 注意事項

- a 樹木の移植先については、次を優先順位とする。
 - ①当該敷地の前で植樹帯、植樹柵を築造し植樹スペースを確保し移植する。
 - ②同一路線内の植樹帯や植樹柵を選定し、緑と花の課の了承を得て移植する。
 - ③上記2項が困難な場合は、緑と花の課へ相談し指定された箇所へ移植する。ただし、緑と花の課に移植先の選定を依頼したときには、決定までには2週間を見込むものとする。
- b 移植する樹木は、移植先の路線で定められた樹種とすること。
- c 樹木の移植は、必ず造園業者に施工させるものとし、道路工事施工承認時には造園業者を決定し申請すること。
- d 移植が必要となる樹木が大き過ぎて移植が困難な場合には、代わりに小規格の樹木（H=3.5m, C=0.18m以上）を新植することができる。ただし、緑と花の課が既存種の移植が困難と判断したときに限る。
 困難と判断する例：・根鉢がつかれない ・植樹帯又は植樹柵に入らない
 ・樹木の規格に応じた支柱ができない
- e 移植又は新植した樹木が1年以内に枯れた場合には、すべて申請者（原因者）の負担により、速やかに樹木を撤去及び処分並びに植え替えを行うこと。
- f a～fが順守されなかった場合には、植え直し等の対応をすべて申請者（原因者）の負担により行うものとする。

(2) 申請及び完成の資料

電子申請には、緑と花の課協議により決定した箇所を表す図面「移植先位置図」の添付が必要となります。同図には、移設箇所のほか「樹種」「本(株)数」「規格※」を明記してください。

※規格：高木幹周(C)又は低木幅(W)及び高さ(H)

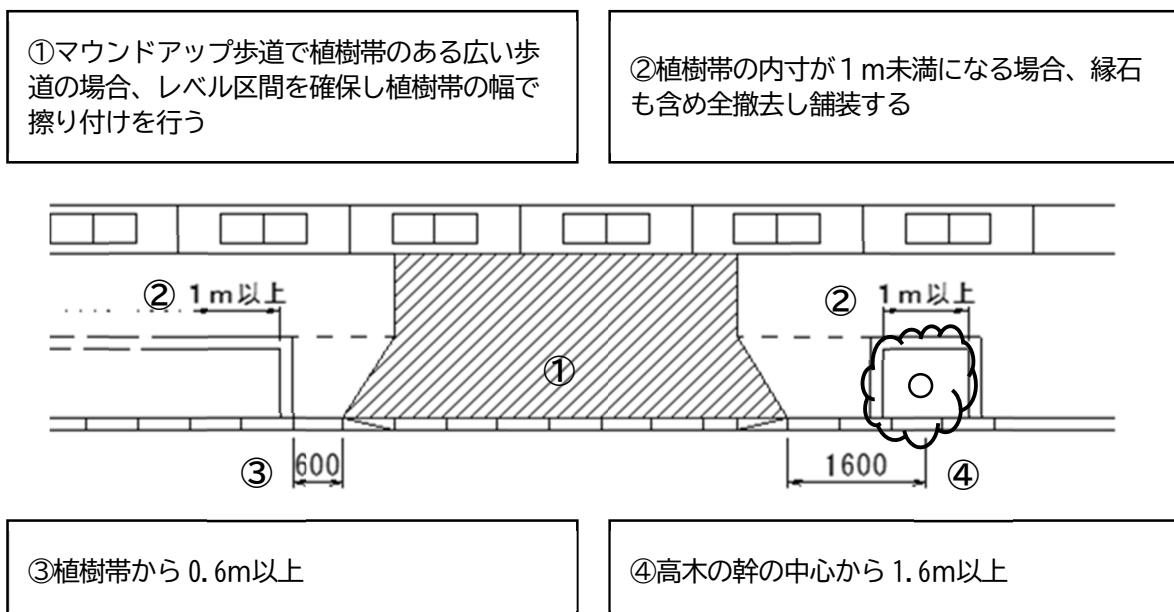
移植完了後に「街路樹移植工事完成届」及び「移植先位置図」並びに撤去箇所及び移植先の「着工前写真」、「完成後写真」を金沢市緑と花の課へメール送信してください。

・送付先・金沢市緑と花の課：midobana@city.kanazawa.lg.jp

・移植が適さない時期となり、移植工事を延期する場合は、その旨を道路管理課及び緑と花の課へご連絡ください。

(3) 植樹柵等施工の基本

植樹柵、植樹帯と歩道切り下げの関係の基本は、下図のとおりです。事情がある場合には、緑と花の課に相談してください。



3章 転落防止柵等の撤去工事

1 転落防止柵等撤去の許可

ガードレール、ガードパイプなどの転落防止柵や横断防止柵（以下、「転落防止柵等」という。）の撤去は、その必要性が明確であり、撤去後の安全性が確保される場合にのみ許可することができます。撤去の必要性と撤去後の安全性が確保される場合とは、次表のとおりです。

なお、その必要性がなくなったときには、原形に復旧しなければなりません。

必要性と安全性

種別	必要性	安全性	撤去長の基準
道路側溝	歩行者及び車両の出入りのため	固定式側溝蓋の設置※	必要最小限 法 32 条占用申請必要※
水路敷	歩行者及び車両の出入りのため	法定外公共物使用等許可申請に基づく架橋	人：2m以下 車：4m以下
歩道乗入	車両の出入りのため	2章乗り入れ工事の申請に基づく工事	2-2-(4)の基準による
のり面	歩行者の出入りのため	踊り場の設置、車止めの設置	必要最小限
仮設工事	河川工事等の仮設道路設置のため	仮設道路の設置、工事期間中の安全管理	必要最小限

※法 32 条占用申請において工事内容の承認を受ける場合は、当該法 24 条申請は省略できる。

2 法定外公共物使用等許可申請書

水路敷は「法定外公共物」として、金沢市が所有しているものであり、水路の上に橋を架ける場合には、使用等許可の申請が必要となります。

この申請は、内水整備課にて手続きを行うものであり、架橋が認められた範囲のみ転落防止柵等を撤去することができます。

よって、架橋に伴う転落防止柵等の撤去については、「法定外公共物使用等許可申請」の許可日以降から法第 24 条の申請が可能となります。ただし、工事期間がひっ迫しているなどの事情がある場合には、内水整備課が「法定外公共物使用等許可申請」を受理し許可の見込みが確定しているのであれば申請を受け付けることがあります。

また、架橋の構造によっては、道路法第 32 条「道路占用の許可」が必要なことがあります。

3 転落防止柵等の復旧

転落防止柵等を撤去した際の必要性がなくなったときには、原因者は、転落防止柵等を原形に復旧しなければならず、この復旧工事も道路法第 24 条の申請を必要とします。

架橋が不要となったときには、金沢市（内水整備課）へ廃止届等の手続きを経て撤去しなければならず、併せて道路法第 24 条申請の手続きを経て、転落防止柵等の復旧を行うこととなります。

なお、これらの工事に掛かる一切の費用は、原因者が負担することとなります。

ただし、既に、土地所有者等がその土地の出入りのために架橋していた箇所で、金沢市が架橋部分を除き転落防止柵等を設置した路線においては、架橋部を未整備区間として取り扱うものとし、架橋撤去に併せて金沢市が転落防止柵等を設置します。

【2022. 05. 20 内水整備課・道路管理課より】

4 転落防止柵等の構造

転落防止柵等の復旧工事は、前後の既設構造物と同じにすることを原則とし、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとします。ただし、製品が製造されていない場合などは、道路管理課長の承認を得た同等品以上のものを設置するものとします。

◎北陸地方整備局土木工事標準設計図(道路編)

- ◇路側用ガードレール P106～110
- ◇路側用ガードケーブル P111～113
- ◇歩道用ガードパイプ P114
- ◇歩道用ガードパイプ(横断防止柵) P115
- ◇歩道用ガードパイプ(転落防止柵) P116

参考図(路側用ガードレール・P106)

(19) 改 道-II-1

(単位: mm)

側面図 断面図 (土中埋込み)

梁 巻軸ビーム

プレート詳細 補強鉄筋

断面図 (コンクリート埋込み)

注) 支柱間隔3.0m及び4.0mの場合、中間部の支柱位置すべて略すとする。

注) () 内寸法は積層地盤の場合を示す。

名称	路側用ガードレール(A種)	工種記号	Gr-A
----	---------------	------	------

(適用条件)

- 防護柵の設置場所、種別及び型式選定については、「防護柵の設置基準・解説(社)日本道路協会」及び「車両用防護柵標準仕様・解説(社)日本道路協会」による。

(仕様)

- 「京畿に配慮した道路付属物等整備ガイドライン(道路のデザインに関する検討委員会)」により適切な色彩を選定する。
鋼製防護柵において基本とする色彩の標準エンピシ値

基本色名称	標準マンセル値	基本色名称	標準マンセル値
ダークブラウン(げ茶)	10YR 2.0/1.0 程度	ダークグレー(濃灰色)	10YR 3.0/0.2 程度
グレース(薄灰色)	10YR 6.0/1.0 程度	オフグレー(薄灰色)	5Y 7.0/0.5 程度

なお、アルミ製防護柵やステンレス製防護柵については、素材そのものの色彩を活かすことを基本とする。

- 支柱から路肩の離れに「ハ」では、物に注意すること。
- 根巻ブロックはプレキャストコンクリートを標準とし、その構造規格は、「土木用コンクリート製品設計便覧(道-4)」による。なお、支柱との間隙にはコンクリートモルタルを充填するものとする。
- コンクリート埋込みの場合、構造物の当該部分が無筋コンクリートまたはそれに近い場合は補強鉄筋(SD295A)を配置する。また支柱と構造物の間隙には上下にアスファルトでシールし、中間部には砂を充填する。
- 基礎材は再生砕石(RC-10)を標準とし、施工にあたっては十分な締固めを行う。
- 基礎材の厚さは10cm程度とし、施工時は施工に必要な余裕(5cm程度)をもたせる。
- ビームの中心高さは、路面からの高さとする。

(設計表示方法)

Gr-A () () L= () m

種別 積雪ランク 基礎構造 (土中orコンクリート埋込みの別) 設計延長 支柱間隔

表示例 Gr-A3-2B L=200m

材料	仕様	単位	数量	備考
ビーム (巻軸ビームを含む)	SS G 3141 (巻軸ビームを含む) 2種 (SS400)	m		巻軸のつき地盤の深さの場合、種類別で異なる。詳細は設計図参照。積層地盤の場合、設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。
支柱	SS G 3444 (一般積層地盤用鉄骨鋼管) (S170400)	個		・ビームに準ずる。
プレート	SS G 3444 (一般積層地盤用鉄骨鋼管) (S170400)	m ²		・ビームに準ずる。
ポルト・ナット	SS B 1180 (六角ボルト) SS B 1181 (六角ナット)	個		・設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。

注1) 材質(ビーム、支柱、プレート)及び防錆処理は、上表の材料を用いるか、又は、これと同等以上とする。

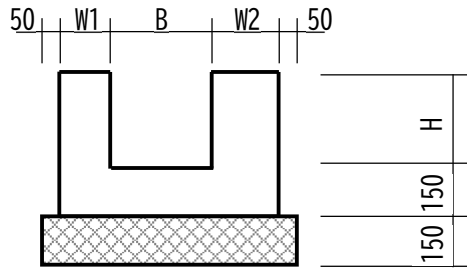
注2) 積層地盤とは、地盤が硬質で上部に軟弱な層がある。地盤が硬質で上部に軟弱な層がある場合は、設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。積層地盤の場合、設計図に示す。

4章 道路側溝等工事

1 場所打ち側溝工

場所打ち側溝は、内幅 (B) と深さ (H) に応じて、次のタイプに分けて整備するものとします。

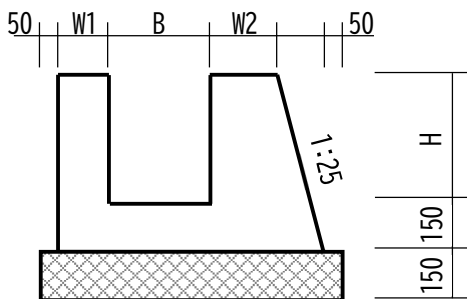
民地側側壁 (W1) は 150mm、道路側側壁 (W2) は 200mm を標準とし、内幅 (B) と深さ (H) の関係は、「 $2B \geq H$ 」でなければなりません。なお、民地側側壁 (W1) が土地所有者の財産であり、道路区域外にある場合があります。この場合、道路管理者の権限が及ぶものではありませんので注意しなければなりません。



【タイプA】最小断面側溝

B=300 H=300 W1=150 W2=200

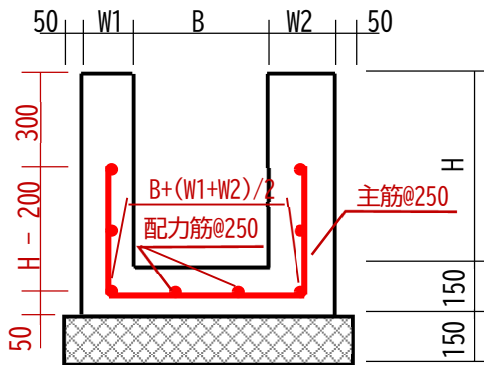
- ・ 躯体コンクリート工：18-8-40
- ・ 基礎砕石工：再生砕石 RC-40



【タイプB】重力擁壁型側溝

B=300 H=300~500 W1=150 W2=200

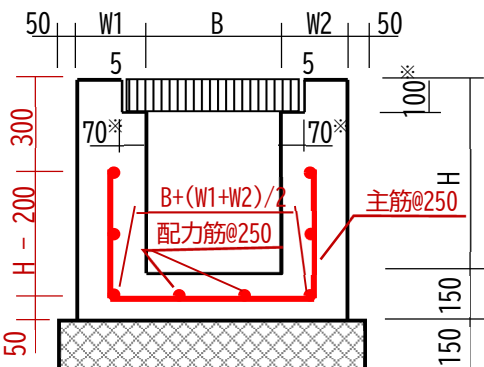
- ・ 躯体コンクリート工：18-8-40
- ・ 基礎砕石工：再生砕石 RC-40



【タイプC】有筋型側溝

B=350 以上 H=500 以上 W1=150 W2=200

- ・ 躯体コンクリート工：18-8-25
- ・ 基礎砕石工：再生砕石 RC-40
- ・ 鉄筋工：D13
- ◇ 主筋 $l = (H-200) \times 2 + B + (W1+W2)/2$ $N = L/250$
- ◇ 配力筋 $N1 = (H-200)/250 \dots$ 切り上げ
- $N2 = \{B + (W1+W2)/2\} / 250 + 1 \dots$ 切り上げ



【タイプD】蓋版型側溝 (横断部想定)

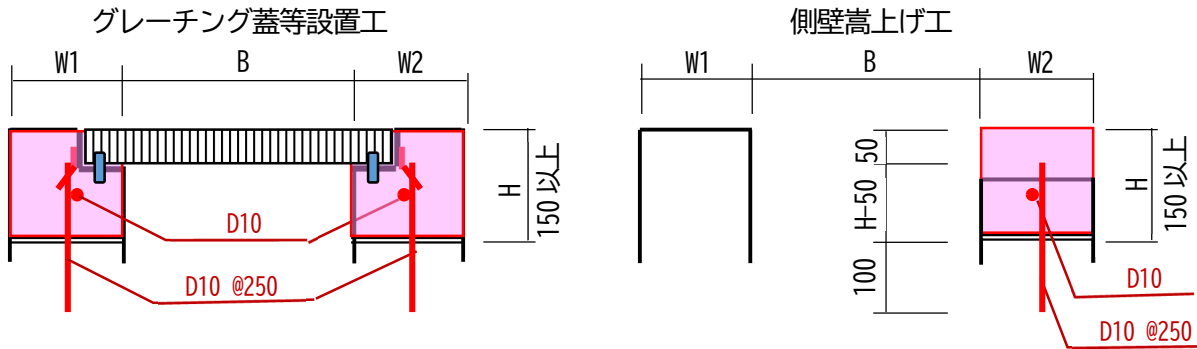
B=350 以上 H=500 以上 W1=150(200) W2=200

- ・ 躯体コンクリート：18-8-25
- ・ 基礎砕石：再生砕石 RC-40
- ・ 鉄筋工：D13
- ◇ 主筋 $l = (H-200) \times 2 + B + (W1+W2)/2$ $N = L/250$
- ◇ 配力筋 $N1 = (H-200)/250 \dots$ 切り上げ
- $N2 = \{B + (W1+W2)/2\} / 250 + 1 \dots$ 切り上げ
- ※印…蓋版寸法により変更あり

横断側溝など側溝上部を車両が通行する箇所は、表層以下に築造することを原則とし、路肩部 (横断端部) に管理用の集水柵又はグレーチング蓋を設置することとします。

2 側溝側壁等改修工

側壁の改修をする際は、新たに打設するコンクリートの高さを 150mm 以上としなければならず、差し筋 (D10 以上) を 250mm 以下の間隔で施すこととします。



主たる目的が敷地出入用の蓋版設置の場合は、道路法第 32 条の道路占用許可申請に伴う工事として取り扱うものとし、道路法第 24 条申請は不要とします。

3 L型側溝工

L型側溝は、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとしますが、多種であることから現場状況に応じて施工しなければなりません。また、道路排水を集水枘又は側溝へ誘導しなければならず、道路の縦断勾配が整っている必要又は整える必要があります。

◎北陸地方整備局土木工事標準設計図 (道路編)

◇L型側溝 P100

名称		L 形 側 溝		工程記号	La~Ld
〔適用条件〕					
1. 主として歩車道境界、又は中央分離帯、踏切等に設置する。					
2. a種・c種(現場打ち)、b種・d種(プレキャスト)の選定は省力化、工期、片側用などを勘案し決定する。					
3. 縁高Hは、原則として20cm(中央分離帯は25cm)とする。					
4. 水抜きが必要な場合は、水抜き孔を設けることとする。					
〔仕 様〕					
1. 構造規格は、JIS A 5371、5372及び土木用コンクリート製品設計便覧(道-1)による。					
2. a種・c種のブロック、b種・d種の製品長は、2.0mを標準とする。					
3. 現場打ちコンクリートの配合規格は、下表のとおりとする。					
呼び強度	スラブ	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類	
18	8cm又は12cm	25mm又は40mm	60%以下	高炉セメント(B種)	
ただし、上記配合規格以上のものを使用する場合は、同等とみなす。					
4. 基礎材は再生砕石(RC-40)を標準とし、施工にあたっては十分な締固めを行う。					
5. 基礎材の厚さは10cm程度とし、施工時は施工に必要な余裕(5~10cm)をもたせる。					
6. ブロックL型の継目はモルタル接合(5~10mm)または同等以上の止水性材料による接合とする。					
7. 場所打ち部については約10m間隔に目地を設け、厚さ10mm程度の瀝青繊維質目地板を使用する。					
8. 歩道部に防草効果を求める際にはブロックに切込みを設けることができる。					
〔設計表示方法〕					
$L () - () - \varnothing () \quad L = () \text{ m}$ <p style="text-align: center;">a,b,c,d種別 縁高 製品長 設計延長</p>					
表示例					
L c - 150 - \varnothing 2000 L = 24 m					

4 自由勾配側溝工

道路側溝は、開渠であることが原則であることから、自由勾配側溝の採用にあたっては、狭隘道路の改善など、その必要性を精査しなければなりません。

整備工事は、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとします。なお、基礎コンクリートは、ワイヤーメッシュ(溶接金網φ6@150)を入れ、ひび割れによる不等沈下を防止しなければなりません。ただし、PC板の使用を妨げるものではありません。

蓋版は、5m当たり 50cm/1 枚の間隔でグレーチング蓋(歩道は細目)を設置するものとします。

5章 舗装復旧工事

舗装復旧工事において、舗装構成は「2章4」と同様であり、復旧範囲は、占用物埋設工事に伴う舗装復旧を参考に施工するものとします。

掘削を行った場合には、交差点^{※1}部においては交差点内すべての舗装を、直線部においては全幅を打ち替えることを原則とします。

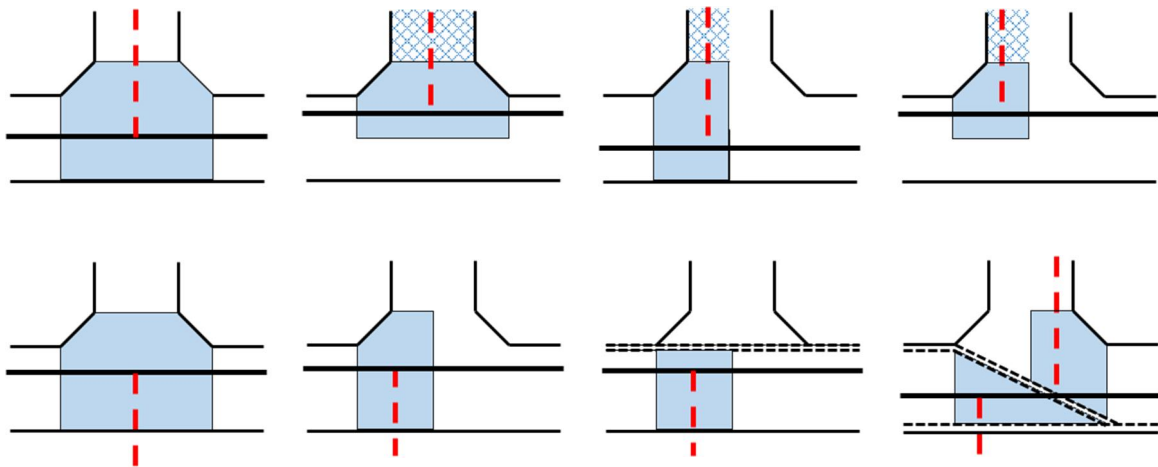
ただし、復旧長^{※2}が絶縁線^{※3}で区切られた範囲にある場合には、道路管理者との協議により縮小できることとします。

※1 交差点とは、隅切りを含んだ道路の交差部をいう

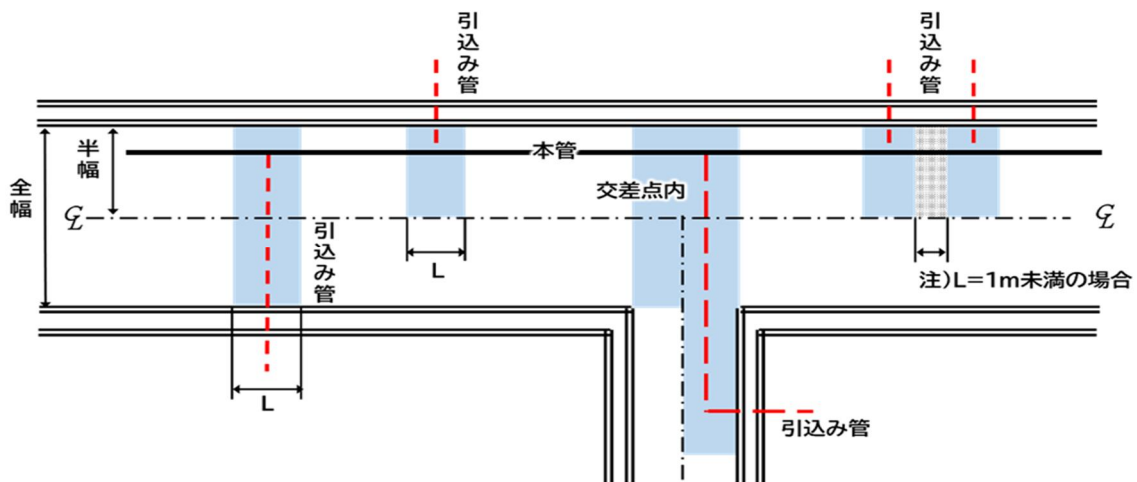
※2 復旧長とは、掘削幅に影響幅（路盤厚）を加えた長さをいう

※3 絶縁線とは、道路中央部の舗装の打ち継ぎ及び側溝や消雪配管等の構造物をいう

◎交差点部



◎直線部



注) 既設舗装の残りが、1m未満になる場合は、一体的に復旧する。

◎舗装経過年数による復旧長 (L) の要件

- A) 0~1年の場合 L=5.0m 【全幅】
- B) 1~2年の場合 L=3.0m 【復旧幅の要件による】
- C) 2~3年の場合 L=1.5m 【復旧幅の要件による】
- D) 3年以上の場合 L=掘削幅+影響幅（路盤厚）【復旧幅の要件による】

L型側溝など小型構造物工事に於いて、正常な縦横断勾配が取れる場合で掘削幅+影響幅が路肩内（50cm又は路側線内）に収まる場合は、これを復旧幅とすることができるとします。

道路法第24条「道路工事施工承認」・電子申請内容

道路法第24条「道路工事施工承認」の電子申請において、原則として工事を必要とする者(施主)が「申請者」となります。ただし、施主と工事の設計、施工などの契約関係にある、当該工事の責任を持つ者(事業者)も「申請者本人」となることができます。

○ 工事を必要とする者(施主) ○ 工事の責任を持つ者(事業者)

◆1 「道路工事施工承認」 当初申請		
申請者情報	個人氏名 又は法人名	申請者が個人の場合は「氏名」を、法人の場合は「法人名」を入力してください。
	住所又は所在地	申請者が個人の場合は「住所」を、法人の場合は「所在地」を入力してください。
	法人代表者名	申請者が法人の場合は代表者の「氏名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
	電話番号	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
	メールアドレス	申請者の「メールアドレス」を入力してください。[自動入力]
	連絡担当者名	申請者が法人の場合は担当者の「氏名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
申請者種別	申請日	申請日はこの電子申請を送信した「日付」となります。
	申請者本人	申請者本人は、次のいずれにあたるかを選択してください。 ○ 工事を必要とする者(施主) ○ 工事の責任を持つ者(事業者)
施主	個人氏名 又は法人名	申請者が個人の場合は「氏名」を、法人の場合は「法人名」を入力してください。
	法人代表者名	申請者が法人の場合は代表者の「氏名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
	住所又は所在地	施主が個人の場合は「住所」を、法人の場合は「所在地」を入力してください。
	連絡先(電話)	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
	目的	施工の「目的」を選択してください。また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 ・車両乗り入れに伴う歩道切下げの新設、撤去、移設 ・架橋工事に伴う転落防止柵の新設、撤去、移設 ・道路側溝の新設、改築などの道路排水整備 ・開発行為(宅地造成)に伴う道路整備 ・その他()
工事概要	施工場所	本工事の「施工場所」を入力してください。 施工場所は町名のほか、最寄りの「住居表示」を、住居表示がない場合は「地番」を入力してください。 ※「金沢市」以降の「住居表示」等を入力してください。
	路線名	路線名は、「金沢市まちづくり支援情報システム[検索]」にてお調べください。
	歩車道区分	施工場所の「区分」を選択してください(複数選択可)。また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 ・歩道 ・車道 ・その他 例:法面、緑地など()
	工事種別	該当する「工事内容」を選択してください。(複数選択可) また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 ・コンクリート舗装工 ・アスファルト舗装工 ・歩車道境界ブロック工 ・植樹帯、植樹樹工 ・L型側溝工 ・現場打側溝工 ・自由勾配側溝工 ・側溝蓋版工 ・ガードレール工 ・ガードパイプ工 ・その他()
工事範囲	延長 (m)	工事範囲の「延長」を入力してください。 半角数字(0~9)で入力してください。
	幅員 (m)	工事範囲の「幅員」を入力してください。 半角数字(0~9)で入力してください。
	面積 (m ²)	工事範囲の「面積」を入力してください。(面積=延長×幅員) 半角数字(0~9)で入力してください。

街路樹	移植内容	移植有無	街路樹の「移植内容」を選択してください。 ・高木、低木ともに移植なし ・高木の移植あり、低木の移植なし ・低木の移植あり、高木の移植なし ・高木、低木ともに移植あり
	高木	移植本数	移植する街路樹(高木)の「本数」を入力してください。 半角数字(1~9)で入力してください。
		移植先	街路樹(高木)の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。 ・新設の植樹帯、植樹柵に移植する ・同沿線上の植樹帯、植樹柵に移植する ・緑と花の課の指定地へ移植する ・その他()
	低木	移植株数	街路樹(低木)の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。
		移植先	街路樹(低木)の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。 ・新設の植樹帯、植樹柵に移植する ・同沿線上の植樹帯、植樹柵に移植する ・緑と花の課の指定地へ移植する ・その他()
造園業者	法人名	街路樹を移植する「事業者名」を入力してください。	
工事期間	着手日	工事の「着手予定日」を入力してください。 ※本申請を受理してから承認するまでに概ね2週間かかります。承認書が交付されてから工事に着工してください。	
	完成日	工事の「完成予定日」を入力してください。	
施工業者	確認項目	工事の施工業者は、先に入力した申請者本人か否かを選択してください。 ※申請者本人の場合、以下4項目の入力は不要です。	
	法人名	施工業者の「法人名」を入力してください。	
	所在地	施工業者の「所在地」を入力してください。	
	担当者氏名	本工事の「担当者氏名」を入力してください。	
	連絡先(電話)	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。	
添付書類	添付書類	次のうち該当する資料を一つのPDFにまとめ、「 当初申請書類一式(施工場所・申請者名) 」の名称を付して添付してください。 ・協議確認書 事前協議において「申請可」を示す書類 ・見取図: 工事箇所の地名を特定できる図面 ・位置図: 工事箇所と道路構造物の位置関係を表す図面 ・土地利用図: 工事の必要性を表す図面(特例の場合、やむを得ない理由を記載) ・平面図: 工事内容の詳細(寸法)を表す図面 ・断面図: 構造物の断面、舗装構成、詳細(寸法)を表す図面 ・構造図: 製品の構造、詳細(寸法)を表す図面 ・現況写真: 工事箇所の正面及び左右側面から撮影 ・移植先位置図: 緑と花の課協議で決定した移植先を表す図面(移植がある場合) ・同意書: 関係者の同意書 ・誓約書: 申請者の誓約書	

◆2「道路工事施工承認」 完成届・変更 ※変更が発生したときには、道路管理課へ連絡してください。		
当初申請の内容確認	申請者情報	◆1「道路工事施工承認」当初申請の申請者情報と同様
	收受番号	道路法第24条「道路工事施工承認」当初申請で交付された許可書右上に記載の 收受番号「道管第〇〇号」 を入力してください。 ※重要なキーワードです!
変更/工事期間	着手日	変更後の「工事着手日」を入力してください。
	完成日	変更後の「工事完成日」を入力してください。
変更/施工業者	法人名	変更後の施工業者の「法人名」を入力してください。
	所在地	変更後の施工業者の「所在地」を入力してください。
	担当者氏名	変更後の本工事の「担当者氏名」を入力してください。
	連絡先(電話)	変更後の施工業者連絡先を入力してください。 本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
変更/造園業者	法人名	変更後の街路樹を移植する「事業者名」を入力してください。
完成届	届出日	届出日はこの電子申請を送信した「日付」となります。
工事完成	完成日	工事が完成した「日付」を入力してください。
添付書類	添付書類	次の写真を一つのPDFにまとめ、「 完成写真(施工場所・申請者名) 」の名称を付して添付してください。 ・着工前写真 ・完成後写真 ・工程写真: 埋設部の形状、寸法が分かる写真 ・出来形写真: リボンテープ計測の写真

協 議 確 認 書

以下の道路法第24条「**道路工事施工承認**」について「**申請可**」とします。

発 行 日	(西暦)	年	月	日
発 行 者	金沢市 道路管理課	氏 名:		
※協 議 者	所 属:	氏 名:		
	連 絡 先:			
※施 工 場 所	…最寄りの住居表示等…	金沢市		
※施 主	…工事を必要とする者…	氏 名:		
摘 要	修正: あり ・ なし	…修正「あり」の場合、以下に記入する…		
※添付書類PDF名称				
当初申請書類一式(施工場所 . 申請者名)				

事前協議について

- ① 協議日時を道路管理課(076-220-2319)へご連絡ください。
- ② 工事の必要性及び工事内容が分かる資料(申請書類一式)を持参してください。
- ③ 上表の※印の欄を記入し持参してください。

変更申請書

(道路法第 24 条「道路工事施工承認」関連)

(西暦) 年 月 日

(宛先) 金 沢 市 長

(道路管理者)

申請者 住所： _____

氏名： _____

申請整理番号： _____

道路法第 24 条「道路工事施工承認」の軽微な変更について、次のとおり申請いたします。

※変更あり

※変更なし 記入不要

<input type="checkbox"/>	1. 工事期間	着手日	(西暦) 年 月 日
		完成日	(西暦) 年 月 日
<input type="checkbox"/>	2. 施工業者	法人名	
		所在地	
		担当者氏名	
		連絡先 (電話)	
<input type="checkbox"/>	3. 造園業者	法人名	

※ 本「変更申請書」に必要事項を記入し、次のアドレスに送信願います。

- ・上表 1~3 金沢市道路管理課： dourokanri@city.kanazawa.lg.jp
- ・上表 3 金沢市緑と花の課： midobana@city.kanazawa.lg.jp

※ 上表項目以外の重要な変更は、道路管理課窓口にて再協議が必要となります。

街路樹移植工事完成届
(道路法第24条「道路工事施工承認」関連)

(西暦) 年 月 日

(宛先) 金 沢 市 長

申請者 住所 _____

氏名 _____

造園業者 住所 _____

氏名 _____

道路法第24条「道路工事施工承認」に伴う街路樹移植工事について、以下のとおり完成いたしましたので届け出ます。

1. 「道路工事施工承認」整理番号 _____ 号

2. 「道路工事施工承認」施工目的 _____

3. 街路樹移植工事概要

①移植元（最寄りの住居表示） 金沢市 _____

②移植先（最寄りの住居表示） 金沢市 _____

③移植工事着工 (西暦) _____ 年 月 日

④移植工事完成 (西暦) _____ 年 月 日

⑤添付書類 ・ 着工前写真 ・ 完成後写真 ・ 移植先位置図

※本街路樹移植工事完成届及び添付書類は次のアドレスに送信願います。

金沢市緑と花の課：midobana@city.kanazawa.lg.jp

特定公益的施設新築等工事届出書（道路）

年 月 日

(宛先) 石川県知事

住所 _____

氏名 _____

(法人にあっては、各称及び代表者の氏名)

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、新築等の内容を届け出ます。

施設の場所			
施設の種類	道路	施設の名称	歩道
工事区域の面積	m ²	工事の種類	施設・その他(増設)
		施設の面積	備考
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合計		m ²	
工事着手予定日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日
連絡先	(法人名又は氏名) (住所)		(担当者名) (電話)
※市町村受付	※土木事務所受付	※審査終了通知年月日番号	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	